議案第５７号

天理市立公民館条例の一部改正について

天理市立公民館条例の一部を次のように改正しようとする。

令和４年12月５日提出

天理市長　並　河　　健

天理市立公民館条例の一部を改正する条例

天理市立公民館条例（昭和61年３月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

17：00～22：00	９：00～22：00
1，350	2，820
510	1，030
510	1，030
620	1，250
510	1，030

」を

「

17：00～21：00	９：00～21：00
1，150	2，600
400	950
400	950
490	1，150
400	950

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用する天理市立公民館の使用に係る使用料について適用し、同日前の天理市立公民館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。